



空き区画の一例(後楽第2墓地第12号)

後楽
第2

墓地使用希望者は申し込みを

町では、町後楽墓地と町後楽第2墓地の使用者を募集します。使用を希望する人は申し込みの上、区画抽選会に必ず出席してください。

- ▷ 募集区画 下表のとおり
- ▷ 申し込み資格 次の全てに該当する人
 - ▶ 町内に住所があるか、町内に住所はないが墓地の使用を希望することによりやむを得ない事情がある
 - ▶ 町税を滞納していない
 - ▶ 申込者と世帯員に墓地の所有権を持つ人や使用許可を受けている人がいない
- ▷ 申し込み方法 町町民課に備え付けの墓地使用申込書に、次の書類を添えて提出
 - ▶ 本籍表示のある世帯全員分の住民票
 - ▶ 申込者が町税を滞納していないことを証明する書類
- ▷ 申込期間 1月4日～31日(郵送可・当日消印有効)
- ▷ 注意事項 ▶ 同一世帯員による複数の申し込みはできません。▶ 募集区画の場所は、事前に現地を確認するかお問い合わせください。

◎墓地区画抽選会

- ▷ 日時 2月14日(火)午後1時半から
 - ▷ 場所 町中央コミュニティセンター2階集会室
- ※抽選会に欠席した場合は棄権とみなします。

◇募集区画一覧

名称	区画	面積	使用料(永年)
町後楽墓地	第33号	6.0平方 [㎡]	30万円
町後楽第2墓地	第12号 (未使用墓地)	5.0平方 [㎡]	27万円
	第22号		
	第36号		
	第59号 (未使用墓地)		
	第76号		

◆申込先・問い合わせ 町町民課環境衛生係(☎82-3111内線126)へどうぞ。

固定資産税

償却資産の申告は1月31日までです



事業者は忘れずに償却資産の申告をしましょう

■償却資産所有者は申告書の提出を

償却資産を所有する人は、所有状況の申告が必要です。昨年に申告した人には申告書類を送付していますので、期限内に提出してください。新規で事業を始めた人や事業所を開設した人には申告書類を送付しますのでお問い合わせください。

- ▷ 申告が必要な人 令和5年1月1日現在、町内に事業のために利用することができる償却資産を所有する人
 - ※資産の増減のない人、廃業や転出した人も提出してください。
- ▷ 対象となる償却資産 土地や家屋以外の事業のために利用することができる次の有形減価償却資産▶ 構築物(家屋以外の構造物)▶ 機械や装置▶ 船舶▶ 車両や運搬具(自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます)▶ 工具や備品——など
- ▷ 提出する書類
 - ▶ 以前に申告した人…増減申告(町から送付された償却資産の「種類別明細書」を参照し、増減資産を記入)
 - ▶ 初めて申告する人…全資産申告(全ての償却資産を申告)
 - ▶ 廃業や転出した人…申告書に「廃業」や「転出」などを記入のうえ提出
- ▷ 申告期限 1月31日

■震災や令和元年台風19号などの風水害で被災した償却資産の特例あります

東日本大震災や令和元年台風19号などの風水害で滅失、損壊した償却資産の所有者などが、これに代わる償却資産の取得や改良を行った場合には、課税標準額を2分の1とする特例制度があります。適用されるのは、取得や改良後4年度分です。

■所有者が亡くなった場合は届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなった場合は、相続登記が完了するまでの間の納税者となる代表者を決め「相続人代表者指定届」を提出してください。一定期間が過ぎても届け出がない場合、町で任意に相続人代表者を指定することがあります。

※この届け出を行うことで、相続登記が完了するものではありませんのでご注意ください。

◆申告、届出先・問い合わせ 町税務課資産税係(☎82-3111内線113、114、118)へどうぞ。